

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成 26 年 9 月 12 日（金） 9:49～10:03
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席
＜WG 委員＞
座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
＜提案者＞
土田 博和 青虎会理事長
＜事務局＞
内田 要 内閣府地域活性化推進室室長
富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理
松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人技能実習制度の介護職の認定について
- 3 閉会

○宇野参事官 時間が押していますので、早速始めたいと思いますが、医療法人社団青虎会様から土田理事長にお越しいただいております。

時間が限定されておまして20分程度ということでございますので、簡潔に10分弱ぐらいで御説明いただいて、質疑応答に移りたいと思っております。

それから、基本、公開ということでございますがよろしいでしょうか。それでは、公開を前提にお話をさせていただきます。

座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 朝早くからお越しくささいまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○土田理事長 朝早く、本当に御苦労さまです。

私は御殿場市で医療法人と社会福祉法人をやらせてもらっております。その中で今回ポイントは、介護の人材不足ということで、安倍首相の成長戦略の中に建設、造船、介護という3分野が規定OKになるだろうということで、私たちがJETROを通じていろいろASEANと

中国を回ってきました。それは時代背景として少子高齢化の中で介護の人材がいないという事で、政府の試算でもあと20年たてば100万人介護の人材が現場でいなくなる。

そういう中で特に注目したのは中国でありまして、皆さんも御存じのように一人っ子政策で今かなり焦っているのが中国でありまして、実際、私たちこの27年間、今、雑誌で配らせていただきましたけれども、中国との財団を公益財団として結ばせていただいて、医師と看護師を病院で1年研修して帰すという事業を主に、地元の高校に日中のホームステイするときの資金援助、通訳の養成なんかを財団を通じてやってきました。

今回、中国に行ったときに、安倍政権の中で介護というものに、就労ビザがおりるのではないかという期待があった中で、いろいろな省から介護人材の養成等を頼むと言われたのですけれども、具体的には今、資料で配らせていただいた浙江省の紹興看護学校、山東省の寿光市職業中心学校、これも普通の高校卒業生を介護として迎える。条件としては半年間、日本語の教育。4級はとってきてくれと。日本語の検定をできれば3級をとれるように私たちが指導する。職員の中にも私も中国からの留学生が2人、結婚して働いている人材がいますので、フェニックスという、廃校というか休校になっている短大の施設・教室を借りて日本語の教育を半年、ヘルパー研修を半年、それをやって1年半、当院の関連施設で働いてもらう。今回、就労ビザがおりる前提で中国側の2つの省から受け入れが決定して、そこにメンバーも配付しましたけれども、この11月に来る予定です。ただ、就労ビザがおりなかったので私たちの財団を使って研修ビザという形でお願いできるように今、申請しているところです。

中国側は、皆さん御存じのように一人っ子政策で急激な高齢化で(私たちの病院には今、看護婦さんが2人、1年間研修して帰しているのですけれども)その中で日本式の介護に対して非常に興味を抱いている。一例を出しますと、中国の病院では看護師さんが、身内でないものの、下の世話をするという事はなかなか難しいということなのです。基本的には家族がやる。日本の介護士、看護師はそういう事をきちんとやっているし、非常に丁寧に患者さんに接しているということで、中国側が、感動しているということが今回のきっかけになっています。

そういう意味で中国側としては今、老人ホームというものを急激に今、ふやす計画を立てているのですけれども、介護に関してのソフト(下の世話も通じた懇切丁寧なサービス)を提供するということがなかなかできていない。それを日本で何とか教育してくれというのが中国側の希望です。

私が交渉してきたのは、それは私たちも責任を持ってやる。そして、半年間、研修と日本の介護初任者研修というものをとってもらって、そのかわり1年半は何とかこちらの労働力としてお願いしたいということで、この両省とも両者が納得してOKを頂いてきた訳です。そのかわりもちろん今回、研修で来ますから渡航費も住居費も食費も全部法人側が出す。

本当は就労ビザがおりてくれれば、人工といって皆さん御存じのように介護施設が、100

人の入所者様を預かる場合は介護士20人必要だと法律上決まっている。つまり当方としては、労働契約を結んだ人工として数えてもらわないとだめなのです。あと一個は皆さんも御存じのように、日本語学校の中でアルバイトとして週28時間。これは労働契約を結んで介護の受け入れは可能なのです。だから日本語学校をつくって週28時間働いてもらう形しか現状としては残されていない。

今回、入管法の1号は日本側が必要とする特定の業種にいろいろな業種が入っていると思うのですが、介護が認められないというのが現状なのです。ほかはほとんどの業種が職業選択の自由みたいな基本方針に従って介護は、1号でもだめで、たとえ認められたとしても、2号に入るときに皆さん御存じのような68業種、2号に行く為の在留資格を延長するには68業種に入っていないと出来ないのですが、これも介護は入っていないということです。1号すら今回、就労ビザもかなわない。もちろんそれが認められたとしても、2号に行くのには68業種の中に介護が現時点では入っていないということで、本当に日本語学校を利用するか、私たちみたいな公益財団を利用して、こちらが全部負担をして研修をして中国に帰ってもらうということしか残された道はないのです。できればちょうどそういう今、休校になっている、少子高齢化でどこの大学も、短大を中心としてほとんど今、使わないところがふえてきていますので、御殿場市にもその旨を申し上げて喜んで教室を貸してくれるということが成立したので、できればそういうものを先駆けて特区として認めていただければ、日本側としては介護不足という一番少子高齢化の大問題を何とか解決できる。それから、中国、特にASEANの中でも先進国の中ではシンガポールとか香港というところでは本当に介護の人材が不足していますから、もともと技能研修制度の目的というか、先進国としての役割を日本こそが果たせると思います。つまり、開発途上国に技術の移転を図って、お互いにWin-Winの関係を築いていくという本来の技能研修制度の実が果たせるのではないかとということでお伺いさせていただきました。

私たちも土地柄、沼津とかああいうところで技能研修性というものを時々病気で見るのですけれども、非常に劣悪な条件の中で皆さんも御存じのように働かされているという状況がすごくあると思うのです。そういう中で私たちとしてもそういう財団の中で日中が本当に仲良くやってこられたので、これを介護の中で何とか突破口を開いていただきたい。その中では安倍政権の中で特区申請をというものを行うことによって、実際にそれを見てもらって、きちんとした日本語の教育をする、労働環境も中国が申し出た条件というのは、日本の介護士と同じ給料を払う。今のところでは13~14万支払うという条件でできていますので、何とかその辺を酌んでいただいて、介護の中の人材不足、それから、外国が一番求めているサービスの輸出という面で、突破口を開いていただければと思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。

3点ほど伺いたいのですが、まずは短大などの教育施設を利用したいということでしたが、これは就労ビザと別な話ですね。

○土田理事長 はい。これは私たちは中国の人を連れてくるときに、しっかりとした教育

をします。それでちゃんと日本語も教えます。教育も介護職員初任者研修をとらせませす。私たちが実習施設が8施設ぐらいありますので、しっかりやって、そのかわりちゃんと1年か1年半か労働力としてということなので、短大というのは別の問題で。

○八田座長 ここは規制があるのですか。

○土田理事長 ではなくて、御殿場市と契約を結んで補助金を受けていたのです。

○八田座長 これはこれでいいわけですね。

○土田理事長 はい。

○八田座長 わかりました。

それから、先ほどおっしゃったお話では、研修の場合には介護施設の介護人材としてカウントされない。もし就労ビザだったらそれはカウントされるということをおっしゃいましたね。ということは、就労ビザのほうではなくて、介護施設の要件に研修員でも2人いれば1人とみなすとか、そういったような規制改革でも役に立つということですね。

○土田理事長 はい。

○八田座長 日本には、高度人材は、就労ビザを手に入れられるけれども、高度人材でないものは手に入れないという原則があります。その趣旨は、日本のワーキングプアの人の職を奪わないようにということだろうと思うのです。おそらくこの趣旨に沿って、研修で国際協力のために訓練した人が、実際に働くとそれなりに役に立つのに介護施設の介護人材としてカウントされない。しかしおっしゃるのは、実際に役に立っているのだからこれをカウントすべきだし、そうすることによって、訓練費用が節約できる。そういうところでしょうかね。

○土田理事長 そうですね。おっしゃるとおりで日本側のメリットが全く。もちろん国際貢献を私たちの財団もほとんど自分たちの持ち出しでやっていますので、その一環としてやるには人数が多過ぎる。

○八田座長 勤めたほうがいいわけですね。彼らの訓練にとっても。

○土田理事長 そうです。

○八田座長 御趣旨はよくわかりました。あと事務局からは御質問はございますか。

どうもありがとうございました。